

質問	回答
<p>仕様書の4頁、「5(2)ク⑦過去特集企業紹介ページ」では、「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2027」で特集した企業10社の特集記事及び動画を閲覧できるページを作成することとありますが、その企業10社以外の企業情報記事を閲覧できるページの作成については仕様書内に記載がありません。</p> <p>不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2027」の内容を閲覧できるページとしては、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業10社の特集記事及び動画のみとなります。</p>